

!! つ勝か敵ばねた勝が々吾

▲労働運動は、資本金階級と労働階級の戦争だ。進んで吾々が勝たなければ、資本金は吾々を征服する。

▲この階級の戦争に勝つ爲めには、そして労働階級を征服するためには、資本金は手段を構はない。

▲彼等は、吾々から奪り取つた莫大な金で、吾々の團結を切崩さうとする。警官のカーベルで吾々を退かまくる。それでも戦自らは軍隊の力を借る。此の間の神戶の争議は明かにそれを語つてゐる。

▲「見れば、警察も、法律も、軍隊も、有ゆるものは、資本金が吾々労働者を壓伏し征服する武器になる。

▲しかし吾々労働者にも、有力な武器がある。組合は吾々の軍隊だ。罷工は吾々の戦争だ。吾々には「ボクスター」といふ武器もある、「ピクツチング」(張り)といふ武器がある。それでも戦自らは、吾々にはもつと大きな力もある。

▲労働運動は、資本金階級と労働階級の戦争だ。進んで吾々が勝たなければ、敵は必ず吾々を征服する。

▲敵は此戦に勝つ爲めには、如何なる手段にも、訴へる。如何なる武器をも遣はない。

▲何故吾々労働者だけが、資本金の最も恐れる手段、武器とも用ひてはならぬのか。

「吾々の武器は、力と団結だ」

◎ 第一回職工委員提出要求条件 (大正十一年三月二十日)

重後 / 解雇手当

一 勤続六ヶ月未満者、八日給六ヶ月分ヲ支給シ以テ六月ヲ増ス毎日給百分ヲ加算スル事

退職手当

一 勤続一ヶ年以上一ヶ年未満者、八日給三十日分以テ半年ヲ増ス毎日給十日分ヲ加算スル事

以上

◎ 第三回職工委員提出要求条件 (今年二月二十二日)

一 軍縮其他会社都合ニ依ル解職手当ハ全國民同業者ノ最大限度ヲ以テ支給スルコト

但當金社ノ解雇ヲ行フ場合ハ勤続六ヶ月ノ者日給六ヶ月分以上三月毎二日分宛加算ヲ支給スル事